

農地の管理について(お願い)

日頃より町政に対し、ご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

町内に農地を所有または耕作している方へ、農地の管理についてのお願いとなります。

所有または耕作している農地に、水を導くための農業用水路等(以下水路という)の管理について

水路に雑草が繁茂したり、農地の土が風雨や農作業により水路へ流入すると、土砂やごみが堆積し、水路を詰まらせ、通水機能の低下を生じさせます。

水路の草刈り・清掃や泥上げのように、水路を利用するために必要とされる日常的な維持管理は、原則として農地の所有者または耕作者にお願いをしております。

よって、近隣の農業生産地域や生活環境への支障が生じることのないよう、ご留意くださいますようお願いいたします。

農地の雑草について

近年、高齢化や農業後継者不足等により、耕作されない農地が目立つようになっていきます。農地法第2条では、「農地について所有権または賃借権その他の使用および収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようしなければならない」と農地を有する者の責務規定があります。農地に雑草が繁茂するなど遊休荒廃化すると、火災やゴミの不法投棄^(※)、病害虫の発生や鳥獣の住処になるなど、周辺の農地や近隣住民に多大な迷惑がかかります。

農地の所有者等は、適切な管理(耕起、草刈り、伐採等)をお願いします。

なお、刈り取った雑草等は放置せず、処理も併せてお願いいたします。

※個人の敷地にごみを不法投棄された場合、投棄者が不明なことが大半です。敷地所有者の責任により処理しなければならないので、そのような状態にならないよう適切な管理が大切です。

快適な生活環境を守るため、ご協力をお願いいたします。



昭和町役場環境経済課
農政振興係
TEL055-275-8355